

新型コロナウイルス感染症に係る大分市の各種支援についてお知らせします

大分市では、「コロナウイルスに関連する重篤者を出さないこと」「コロナウイルスの影響により市内の企業が倒産することがないこと」を目指して取り組んでおり、感染防止に取り組む施設や事業所、団体への支援や影響を受けた事業主、個人に対して、費用の補助等によりさまざまな支援を行っています。

1. 個人・事業者・テナント入居者の上下水道料金を免除します
2. サーモグラフィ装置や紫外線滅菌装置、オゾン発生装置の導入を補助しています
3. 中小企業者・小規模事業者等への家賃支援について
4. 中小企業者・小規模事業者等への利子補給制度について
5. 商店街の感染防止対策費用を補助します
6. アクリル板の設置等の費用を補助しています
7. 市営住宅の提供や家賃減額等を行っています
8. 医療機関への利子補給を行っています

1. 個人・事業者・テナント入居者の上下水道料金を免除します (下水道使用料も対象としました)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少した個人・事業者・テナント入居者について、2月請求分(12月・1月使用水量分)、3月請求分(1月・2月使用水量分)のいずれかの上下水道料金を免除します。前回(6月・7月請求分)の免除を受けた方も対象となりますが、再度申請が必要です。

	個人	事業者	テナント入居者 (ビル等に入居する事業者)
対象	市の新型コロナ関連助成を受けている方	令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者	
免除額	全額免除		ビル等のオーナーの上下水道料金を減免し、テナントの上下水道料金相当額を免除
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料金免除申請書兼誓約書 ・市の助成金等の支援を受けたことが確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料金免除申請書兼誓約書 ・前年同月比で売上が50%以上減少していることが確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料金減免申請書兼誓約書 ・前年同月比で売上が50%以上減少していることが確認できる書類 ・テナント入居者がビルオーナーへ支払った上下水道料金が確認できる書類
申請期限	令和3年3月31日(水) 必着		
提出先	〒870-0045 大分市城崎町1丁目5番20号 大分市上下水道局 営業課 宛 (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため郵送での申請をお願いします)		

【上下水道局 営業課 097-538-1211】

2. サーマグラフィ装置や紫外線滅菌装置、オゾン発生装置の導入を補助しています (新型コロナウイルス対策機器導入費補助金)

市内の宿泊施設や観光・レジャー等を目的として滞在する施設において旅行者が安心して宿泊・滞在できる環境を整備することにより、本市への誘客促進や旅行者の満足度向上を図ることを目的として、対象施設が設置する感染症対策機器の導入に要する経費の一部について補助しています。飲食店・スナック等については、これまで収容人数が概ね50人以上の施設を対象としていましたが、全施設で利用できるよう補助対象を拡大します。

対象者	(全施設) 市内の宿泊施設、飲食店・遊興施設(スナック等) (収容人数概ね50人以上) 観光施設、公共交通機関、商業施設等
対象経費	市内の対象施設内で導入する以下の感染症対策機器に係る備品購入費および借上料 ・利用者の温度を非接触式で測定する固定式のサーモグラフィ装置 ・紫外線滅菌装置 ・オゾン発生装置(令和3年2月2日(火)より追加)
補助率	補助対象経費の5分の4
補助限度額	1施設あたりサーモグラフィ装置の導入について60万円 1施設あたり紫外線滅菌装置、オゾン発生装置の導入について30万円
申請期限	令和3年3月31日(水)(必着)

※申請内容について担当課への事前相談が必要

【観光課 097-537-5717】

3. 中小企業者・小規模事業者等への家賃支援について

新型コロナウイルス感染症の第3波による影響を受けている中小企業者・小規模事業者等に対し、大分市内の店舗等の家賃の一部を補助します。

対象条件	(1) 令和2年11月～令和3年2月のいずれかの月の売り上げが対前年同月比で50%以上減少している店舗等 (2) 中小企業者・小規模事業者・個人事業主(フリーランス含む) (3) 市内に賃貸借契約等による店舗等があること
補助額	市内にある店舗等にかかる家賃相当額の4/5で算出された額(上限8万円)の3倍(最大24万円) ※家賃、共益費、駐車場費
申請期間	令和3年2月15日(月)～
コールセンター	電話番号: 0120-933-037 対応時間: 午前8時30分～午後5時15分(土日祝を除く)

【商工労政課】

4. 中小企業者・小規模事業者等への利子補給制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、「大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」を利用した者で、セーフティーネット保証4、5号、危機関連保証の認定を受けた市内の中小企業者・小規模事業者等に対して、運転資金（上限3,000万円）にかかる利子額を補給します。

<参考>大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金

融資対象者	新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1カ月の売上が前年同期比で3%以上減少し、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売高等が3%以上減少することが見込まれる、県内中小企業者・小規模企業者・個人事業主（フリーランス含む）。
受付期間	令和2年3月5日（木）～令和3年3月31日（水）
融資条件	融資限度額：設備・運転資金：1億6,000万円 融資期間：10年以内（うち据置2年以内） 融資利率：10年以内1.3% 保証料率：年0%（国のセーフティーネット保証または危機関連保証の認定あり） 年0.35%（認定なし）
申込窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

【創業経営支援課 097-585-6029】

5. 商店街の感染防止対策費用を補助します

（商店街活性化事業補助金〈商店街イメージアップ事業〉）

市民が安心して商店街で買い物ができるように、商店街において新型コロナウイルスの感染防止対策を講じることができるよう、消毒液やマスク購入等に係る費用を補助します。新型コロナウイルス感染拡大防止のための衛生管理事業のほか、テイクアウト事業、顧客誘致事業等に活用できます。

対象者	市内の商店街団体
補助率	10分の10
補助限度額	1商店街につき100万円
対象期間	令和3年1月1日（金）～3月31日（水）
申請期間	令和3年1月4日（月）～3月31日（水）

【商工労政課 097-537-5959】

6. アクリル板の設置等の費用を補助しています (大分市感染予防対策施設改修支援事業費補助金)

市内の事業所で市民生活の維持に必要な事業を行っているスーパーや飲食店などの中小規模事業者に対し、飛沫感染防止や身体的距離の確保など、感染防止対策に係る施設改修費の一部を補助します。申請期限を令和3年3月5日までに延長します。

この補助金は、アクリル板の購入設置、感染リスクを減らすための小部屋の壁を取り払うなどの部屋の改修、換気扇の新設、ロールスクリーンの設置、身体的距離確保のための床表示など幅広く活用できます。

対 象 者 市内に主たる事業所を有する中小規模事業者
対 象 経 費 令和2年4月1日以降に行った感染拡大防止に係る施設改修費の実費
補 助 率 3分の2
補助限度額 補助限度額：1事業所あたり10万円 かつ 1事業者あたり30万円
申 請 期 限 令和3年3月5日（金）（必着）

【開発建築指導課 097-537-5635】

7. 市営住宅の提供や家賃減額等を行っています

- (1) 市営住宅の家賃減額措置を行っています
市営住宅等の入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した方に対し、減免基準に基づき家賃を減額しています。
- (2) 市営住宅の提供を行っています
新型コロナウイルス感染症の影響で収入が激減し、住宅の確保が困難となった方に対し、一時的に使用できる市営住宅を提供しています。
- (3) 市営住宅の入居要件を緩和しています
市営住宅に入居するには市税の完納が要件ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税の徴収猶予を受けている方については、例外として入居できます。

【住宅課 097-537-5634】

8. 医療機関への利子補給を行っています (大分市医療機関運営資金貸付金利子補給金)

新型コロナウイルスの影響により運転資金として金融機関から借り入れを行った医療機関に対して利子補給を行っており、このたび対象を拡大して、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床を確保したことにより病床の稼働率が低迷した医療機関を追加します。

対 象 者 新型コロナウイルスの影響により休業又は新規受入れ停止など事業を縮小した医療機関に加え、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床を確保したことにより病床の稼働率が低迷した医療機関
補給要件 運転資金として金融機関から受けた融資
補給期間 最大3年間

【保健総務課 097-536-2222】